

国際海事機関（IMO）危険物固体ばら積み貨物及びコンテナ小委員会
（DSC）第18回会議（DSC18）報告
（2013年9月16日～9月20日）

一般財団法人 日本舶用品検定協会
吉田公一

- 1．議題の採択：省略
- 2．他の機関の決定事項：省略
- 3．一般貨物船の安全性

海上安全委員会（MSC）は DSC18 に対し、一般貨物船の安全性に関する FSA（総合安全評価）の結果のリスク制御措置（RCO）である固体ばら積み貨物の安全確保を検討するよう、指示している。

小委員会は、本件は IMSBC コード（国際固体ばら積み貨物コード）及び CSS コード（貨物の貯蔵及び固縛コード）の改善の検討で行っているため、さらなる作業は必要ない旨合意し、委員会に対し、小委員会の議題から本議題を削除するよう要請することとした。

4．コンテナ条約及び関連サーキュラの改正

コンテナの検査データの共有化及び連続性（継続性）を図るため、小委員会は BIC（Bureau International des Containers et du Transport Intermodal）がコンテナの継続的検査データベース（ACEP: Approved Continuous Examination Programmes database；www.bic-acep.org）の構築の作業を行っていることに注目し、これが国際的に安定かつ信頼性のあるものとして運用できる必要があることを認めた。小委員会は、「BICにデータを提供することについては各国が判断すること」及び「必要な費用はBICのメンバーが負担すること」を確認し、BICがデータベースの構築を進めていくことに合意した。事務局は、IMOがデータベースを構築し管理を行う事は困難であると述べた。小委員会はまた、本件検討の終了年を2014年に延長することをMSCへ上程することに合意した。

5．コンテナの喪失防止

5.1 コンテナの重量測定

小委員会は、船舶からコンテナが落ちる（喪失する）ことを防止するための措置を検討しており、その一環として、コンテナの重量の計測を義務化する SOLAS 条約第 VI 章第 2 規則の改正を検討している。DSC17 は、この SOLAS 改正案及び関連指針案を作成するため、コレスポネンス・グループ（CG）を設立した。

5.1.1 SOLAS/VI.2 規則改正案

CG は、収納済みコンテナの総重量の証明方法に関する SOLAS 条約第 VI 章第 2 規則の改正案について、

- (1) 貨物を収納したコンテナ自体の重量を計測する方法；及び
- (2) 収納された個々の貨物等の重量と空コンテナの重量との合算により重量を算出す

る方法

のふたつの方法を並記する案を提示した。

小委員会は、今次会議期間中の作業部会(WG)が仕上げた案(DSC18/WP.3 ANNEX 1)に基本的に合意するとともに、そのパラグラフ4に、RO/RO船の免除規定に関する記述を括弧付きで追記してMSC93での審議に委ねることとした。このSOLAS改正案は、MSC93(2014年5月)が承認してMSC94(2014年11月)が採択し、2016年7月に発効する予定である。

5.1.2 貨物コンテナの総重量に関する指針

貨物コンテナの総重量に関する指針(**GUIDELINES REGARDING THE VERIFIED GROSS MASS OF A CONTAINER CARRYING CARGO**)については、WGが案を仕上げ(DSC18/WP.3 ANNEX 2)、小委員会はこれに合意し、MSC93へ上程することに合意した。

なお、「ブッキング時の申告重量と実際の重量との違い」に関し、運送人やターミナルオペレーターに重量計測を求めることは困難であり、船積み書類の重量申告について審議を行うことが重要であること、及び荷送人はブッキング後に梱包するにも拘らず、ブッキング時に貨物の重量を含む貨物情報を運送人に提供するという商業上の慣行があることに、小委員会は留意した(但し特段の措置はとっていない)。

5.2 冷凍コンテナの冷媒

偽装冷媒使用の防止に関する非公式CGによる報告書(DSC 18/5/1: IICL)及び、冷媒を充填する際の対応としてE&T 19で合意された内容「冷媒供給者から冷媒の分析証明書を取り付け且つ冷媒を充填する前に冷媒を実際に確認する」としたIMDGコード7.3.7.2.4の改正案」に対し、冷媒の確認をするのは「偽装冷媒の使用が疑われる場合(where contamination is suspected)」の記述を同改正案へ追記する提案(DSC 18/5/5: ICS及びWSCの共同提案)について、小委員会は審議し、当該提案をE&T20で最終化することを目指し、WGに同提案について検討することを指示した。

WGは、IMDG Codeの7.2.3.2.4及び7.2.3.2.5項、並びに関連する7.3.2.2項に修正を加えた(DSC18/WP.3 ANNEX 3)。小委員会は、これを次の編集技術グループ会議(E&T20: 2013年9月23日~27日)に送り、IMDG Codeの改正案の検討の際に審議し、MSC93へ報告することを要請した。

5.3 ISO 3874 (貨物コンテナ - 取り扱いと固縛) の改正

小委員会は、ISOに対して、DSC 17/7/3を取り入れて、同ISO規格を改正するよう要請した。なお、小委員会はこの改正の中で、固縛装置についても検討させることに合意した。

5.4 IMO/ILO/UNECE Code of Practice for Packing of Cargo Transport Units (CTU Code)及び関連SOLAS第VI章第5.3規則の改正

小委員会は、IMO/ILO/UNECE 専門家会議がCTU Code案を作成して、直接MSC93へ上

程することに合意した。

6．国際固体ばら積み貨物コード（IMSBC Code）

6.1 鉄鉱粉

鉄鉱粉のばら積み運送鉄鉱粉は、IMSBC コードに記載されていない貨物であり、液状化に起因するとされる事故が報告されている。小委員会は、前回会合においてCG を設置し、鉄鉱粉の個別スケジュール等について検討してきた。その結果、主な論点は、鉄鉱粉の運送許容水分値を決定するための新試験法の取り入れの可否、針鉄鉱（Goethite）の割合に基づく液状化貨物に係る要件の免除の可否、運送する船舶の大きさに基づく液状化貨物に係る要件の免除の可否、鉄鉱石と鉄鉱粉の判別のための粒径に基づくクライテリアに絞られてきた。CG は、新試験法の取り入れと、鉄鉱石と鉄鉱粉のクライテリアに合意し、液状化貨物に係る要件の免除については、小委員会に判断を委ねた。

小委員会は、CG の報告に基づき、新試験法の取り入れと、鉄鉱石と鉄鉱粉のクライテリアに合意するとともに、針鉄鉱の割合に基づく液状化貨物に係る要件の免除に合意し、運送する船舶の大きさに基づく要件の免除は取り入れないことに合意した。

この決定を受けて、本議題の作業部会は、新試験法の取り入れのためのIMSBC コード付録2（試験法）の改正案、鉄鉱粉の個別スケジュール案及び鉄鉱石の個別スケジュールの改正案を仕上げた。また、これらIMSBC コード改正案を早期に実施するためのDSC サーキュラー案を作成した。

小委員会は、これら改正案に合意するとともに、DSC サーキュラーを回章することに合意した。

6.2 新規個別スケジュール

我が国は、前回会合で個別スケジュールの取り入れが合意されなかった6 種類の貨物について、情報の追加や要件の見直しを行った上で、今次会合に提案した。

小委員会は、これらのうち、化学石膏については、提案に基本的に合意し、来年春に開催予定の第21 回編集技術グループ（E&T 21）において個別スケジュール案を作成することにした。

鉄鋼スラグ及びその混合物、鉄鋼スケール、マンガン系合金鉄スラグ、非鉄スラグ（銅スラグ・亜鉛スラグ）については、MHB1か否かの判定のため、健康に関する危険性についてさらなる情報提供を求めることに合意し、今次会合では、個別スケジュールの取り入れには合意しなかった。

クリンカアッシュについては、個別スケジュールの中に船舶の仕様に基づく免除規定を入れるのは適当でないとの意見があり、今後は、「液状化物質運搬船」に係る規定の改正について検討することに合意した。

6.3 MARPOL 附属書V の実施に係るIMSBCコードの改正等

MARPOL 条約改正附属書V の発効により、2013 年1 月1 日から、固体ばら積み貨物が海洋環境有害（HME）物質である場合、貨物の残滓を含む船倉洗浄水を海洋に排出することは認められなくなった。

小委員会はこれまでに、MARPOL 条約改正附属書V の適正な実施のため、IMSBC コードに新章を設けることに合意し、また、海洋環境保護委員会（MEPC）は、海洋環境有害物質となる可能性のある固体ばら積み貨物のリストの作成をDSC 小委員会に指示した。

こうした状況の下、小委員会は、本件に関する今後の進め方について審議した。その結果、CG を設置して、検討を推進することに合意した。

7 . IMDG Codeの改正（議題7）

7.1 編集技術グループ（E&T Group）の報告

編集技術グループ（E&T）は、その第19 回会議（E&T19）を2013年4月22日から26日に開催し、IMDG Codeの改正37-14案、及び改正36-12に対する編集的修正案を作成した。

編集技術グループ（E&T）はさらに、その第20 回会議（E&T20：2013年9月23日から27日）においてIMDG Codeの改正37-14案、及び改正36-12を仕上げ、MSC93（2014年5月）へ直接提出すること、これらは2015年1月1日からボランタリーに実施、2016年1月1日から発効する予定であることを、小委員会は銘記した。

小委員会は、E&T19の報告（DSC18/7/1）に対して、以下のように合意した。

- 改正36-12に対する編集的修正案。
- MARPOL条約附属書IIIの修正案を、MEPC66へ提出すること。
- IMDG CodeとSOLAS II-2章の間の、車両の運搬に関する整合のため、SP961及びSP962の修正案をSSE1会議（船舶設備機器小委員会）へ送ること。これに関連して、ドイツの意見「主管庁承認に基づき残留燃料の制限量を緩和できる旨を追加するドイツ提案」（DSC18/7/3）、及びIACS意見「SP 961とSOLAS条約II-2/20規則との適用関係の明瞭化が必要」をE&T20へ検討のために送ること。
- 海洋汚染物質に関するE&T19の勧告。
- 危険物リスト第16欄（積載及び隔離）に関する英国提案に基づき事務局が準備した危険物リスト第16欄修正案（DSC 18/7/6：事務局）。
- セーフティ・アドバイザー制度の導入
EUが採用しているセーフティ・アドバイザー制度のIMDGコードへの導入を検討すべきとしたドイツ提案(DSC18/7/4：独)については、ベルギー、フランス、スウェーデン等、主にEU諸国が提案を支持したものの、日本、米国、オーストラリア、オランダ、スイス、ニュージーランド、DGAC及びIVODGAがトレーニングの効果的実施等、同制度以外の手法による規則遵守率向上の可能性や制度導入に当たっての困難性を指摘して提案に反対した。意見が分かれたことから、小委員会は、未申告及び誤申告対策を含む規則への適合性を向上するためにどのようなことをすべきか（現在の規則で充分か、新規則が必要か等）検討し、その結果を次回小委員会に報告するようE&T20に指示した。
- 危険物の未宣言又は誤宣言の問題に対しては：
文書DSC18/7/12（ICS）は、危険物の誤申告及び未申告対策として、MSC.1/Circ.1442に違反を発見した場合の政府間通報手順の詳細規定等を追加すべきと提案したが、趣旨は合意出来るものの具体的修正案が提出されていないため対応の検討ができないとして、さらに改善した提案をするようICSへ要請した。
- 水に反応する物質の取り扱いに関するEmS Guidelines修正案をSSE1へ送ること。
DSC 17での合意に基づきE&T 19が策定した、水と危険な反応を起こす物質

に適用される容器要件に耐水性要件を追加するIMDGコード改正案に対し、英国は、「使用する容器の変更が必要であり経済的影響も大きく、また輸送モード間規則の整合を保つ観点からも問題であり、国連モデル規則の改正が行われるまで同追加要件の導入を待つべきである」と指摘した。米国及びDGACが英国意見を支持したものの、ドイツ、オランダ及びベルギーが本追加要件は、「船舶輸送時の火災に対する危険性によるものであり、要件の追加はモード間での整合よりも優先される問題である」と指摘した。検討の結果、元々の改正提案国であるドイツが国連小委員会に提案を行うことを申し出たことから、国連小委員会での審議結果が出るまでIMDGコードへの取り入れを待つことに、小委員会は合意した。

- IMDG Codeの危険物のラベルを国連のラベルと整合すること。
- IMDG Code改正案37-14に基本合意し、E&T20へさらなる検討と仕上げのために送ること。なお、この37-14改正案には、放射性物質に関する事項の改正案が含まれている。
 - ◇ **Chapter 1.5 – General provisions concerning class 7** (DSC18/7/1 Annex 2 page 3 ~ 4)
 - ◇ **Chapter 2.7 – Class 7 – Radioactive material** (DSC18/7/1 Annex 2 page 9 ~ 16)
 - ◇ **SP369** (DSC18/7/1 Annex 2 page 52)
 - ◇ **Uranium**に関する事項 (DSC18/7/1 Annex 2 page 63)
 - ◇ **4.1.9 Special packing provisions for class 7**(DSC18/7/1 Annex 2 page 73 ~ 75)
 - ◇ **5.1.5.4 Specific provisions for excepted packages** (DSC18/7/1 Annex 2 page 78 ~ 78)
 - ◇ **Chapter 5.2 – Marking and labelling of packages including IBCs** (DSC18/7/1 Annex 2 page 79)
 - ◇ **5.2.2 Labelling of packages including IBCs** (DSC18/7/1 Annex 2 page 81)
 - ◇ **Chapter 5.4 – Documentation** (DSC18/7/1 Annex 2 page 85)
 - ◇ **Chapter 6.4 – Provisions for the construction, testing and approval of packages and material of class 7** (DSC18/7/1 Annex 2 page 95 ~ 108)
 - ◇ **F-I RADIOACTIVE MATERIAL** (DSC18/7/1 Annex 3 page 3)
 - ◇ **S-S RADIOACTIVE MATERIAL** (DSC18/7/1 Annex 3 page 4)

➤

7.2 IMOポータブルタンクの使用に関するガイドラインDSC/Circ.12の改正

米国提案のDSC/Circ.12 (Guidance on the Continued Use of Existing IMO Type Portable Tanks and Road Tank Vehicles for the Transport of Dangerous Goods) の改正 (DSC18/710及びDSC18/ INF.5) については、米国を幹事とするコレスポンス・グループを設置して、検討を進めることに、小委員会は合意した。

7.3 FAL38の報告

FALが、放射性物質を含むIMDG Codeによる危険物質の運送に関する困難さの解決を検討していることが、報告された。またFALが、Class 7物質の取り扱いの遅れ及び拒否の問題に関して、関連する機関と連携し、継続して対処することが報告された。

7.4 海洋汚染物質関係

7.4.1 海洋汚染物質の品名

小委員会は、海洋汚染物質の化学名を付記する条件を明確にするため、正式品名の決定手順を規定した3.1.2.9.1を改正すると共に、付記義務がある旨を規定したSPを策定し該当する国連番号に新たに適用するとしたベルギー提案、並びに、同様の目的のためには3.1.2.9.1のみの改正で充分であるとしたIPPIC及びCEFICの共同提案の検討を行った。検討の中で、発言をした全ての代表が3.1.2.9.1の改正は支持したものの、新SPの導入については意見が分かれたため、小委員会は、3.1.2.9.1のみに合意し、新SPの導入についてはE&Tグループに検討を行うよう指示した。

7.4.2 海洋汚染物質の指定

DSC 18/7/8:韓国のANNEXに掲げられた国連番号の危険物を新たに海洋汚染物質に指定する韓国提案に、小委員会は合意した。なお、韓国は、提案文書の紹介の中で、UN 2290及びUN 2398に関するデータに誤りがあり提案から削除する旨を説明した。

7.4.3 少量で輸送される海洋汚染物質

国連モデル規則第18回改訂版に導入された特別要件に基づき、少量危険物と同様の容器で輸送される海洋汚染物質（UN 3077及びUN 3082）を容器以外の要件の適用から除外する米国提案（DSC 18/7/9）については、量的条件のみで適用除外を行うことは適切ではないとしてオーストラリア及びオランダが反対したものの、カナダ、英国、ベルギー、DGAC等、多くの国及び非政府機関がこれを支持したことから、小委員会は同提案に合意した。

7.5 アスベスト関係

アスベスト（UN 2212及びUN 2590）に関する危険物リスト第17欄の記述を改正するオランダ提案及びITF提案については、アスベストの取扱いには細心の注意を払うべきであることから、小委員会は提案に合意した。また、リスト第17欄ではなく、強制要件として特別要件（第16欄及び3.3章）に採り入れることにも合意した。

7.6 United Nations TDG Sub-Committee of Experts関係（DSC18/INF.21）

小委員会は、UN TDGがUnited Nations Recommendations on the Transport of Dangerous Goodsの19回改正案を検討していることを銘記し、E&T20にその内容を勧案してIMDG Code37-14改正案を検討するよう、指示した。

7.7 コンテナ危険物明細書

コンテナ危険物明細書について規定した5.4.2.1及びコンテナへの貨物の収納方法につ

いて規定した7.3.2.2の改正に関する韓国提案（DSC 18/7/7）については、IMDGコード7.3.2.2に「.1 コンテナ安全承認板及び有効なACEP又は保守点検計画の表示があること」及び「.2 次回の点検日もACEP表示もない又は検査日が過ぎている等のコンテナは使用できないこと」を追加することに、小委員会は合意した。

8 貨物輸送ユニットの収納指針（議題8）

小委員会は、貨物輸送ユニットの収納指針（CTUコード）草案（DSC 18/8：事務局）について審議し、以下の点に合意した。

- 同指針案を「本文（Main body）」「参照（Annexes）」「情報（Appendices）」の3部に分けること。
- パラグラフ4.2.4の記述へ「the verified gross mass」の追加を提案した日本の意見に対し、同記述の適用はコンテナのみで自動車等には適用するものではないことに留意し、同記述の前に「, in the case of containers,」を追加すること。
- Appendix 5及びAnnex 14（CTU内の貨物の収納及び固定について記されている）の検討はISOが担当し、第4回専門家会合（2013年11月4日及び5日にジュネーブで開催予定）に意見を提出すること。
- WGで審議した内容を第4回専門家会合への意見として纏めること。
- 第4回専門家会合が最終化する指針はMSC 93へ承認のために送られること。従って、小委員会での審議は今次会議を持って終了する。
- 同指針案の最終版を無料でインターネットへ公開し誰でも閲覧可能にする必要があると指摘があり、UNECEは、今後UNECEのウェブサイトへの公開可否について確認し、当該意見について専門家グループに報告するとの意見があった。また、UNECEより、現時点の最新版CTU コードをUNECEのウェブサイトで公開していると案内があった。

9 適切な気体測定器具の船上携帯の強制化に関するSOLAS条約と関連コードの改正(議題9)

船舶の閉鎖区画における酸素欠乏事故の多発を受けて、搭載する貨物に依らず、すべての船舶にガス計測器の備え付けを義務付けることに、小委員会は合意した。

酸素欠事故防止のためには酸素濃度の測定が優先事項であるが、複合ガス計測器が普及してきたことも考慮し、小委員会は、酸素濃度だけでなく、可燃性ガスや毒性ガス（一酸化炭素および硫化水素）も計測対象ガスとすることに、小委員会は合意した。

本議題の作業部会は、前回会合において作成されたSOLAS 条約第XI-1 章新7 規則案の最終化、備え付ける計測器の選定のためのガイドライン案の作成、関連する他の規則への派生的な改正案を作成した。

ガス検知器は、タンカーやケミカルタンカー等、既に備え付けが義務付けられている場合もあるため、計測器の備え付けに係る要件が重複しないように注意して議論が進められた。

小委員会は、作業部会の作成した規則改定案、ガイドライン案、他規則への派生改正案について審議し、以下の案に一部修正の上、合意した。

- SOLAS条約附属書第XI-1章第7規則（DSC18/WP5/Annex 1）
- 閉鎖区域のガス測定に適切なガス測定装置の選択に係るガイドライン

(DSC18/WP5/Annex 2)

- MODUコードの派生的規則改正案 (DSC18/WP5/Annex 3)
(HSC CodeおよびDSC Codeへの派生的な変更は必要ないことを確認した)

10 今後の予定

次回会合は、「貨物運送及びコンテナ小委員会」(Sub-Committee on Carriage of Cargoes and Containers)の第1 回会合 (CCC 1)となる予定であり、開催は仮に、2014 年9 月8 ~ 12 日に予定されている。